

## 2 問目 議会基本条例について

議会基本条例は、この3月議会に制定され、今年度より既に施行されています。町に対する質問としては、基本条例の第3章、町長と議会の中の第8条、町長との関係から、主に反問権について質問をしたいと思います。

先ずその前に、議会基本条例が制定された背景を考えてみたいと思います。一義的には地方分権が進み、地方の権限が強くなり、相対的にそれを監視する地方の議会にも重い責任が課せられる事になり、議会は議論の場であるので、住民の代表として、議論を活発に出来るような、スタンダードなマニュアルが必要になったと思いますし、又、共に選挙で選ばれる首長、議員ですが、執行権を持つ、首長の力が強く、議案をチェックする議会そのものの働きが住民にわかりづらくなっていることも、基本条例制定の背景と考えます。

蟹江町基本条例は、第1章（総則）から第8章（最高規範性）まで19条建てになっています。第2章第6条では（議会報告会）を定めています。この10月25日に第1回の議会報告会が産業文化会館で開催されますので、大勢の方に来場戴きたいと思います。

前置きが長くなりましたが、質問に入ります。蟹江町基本条例第8条では、町長との関係を、議会は・・・（朗読）と定め、そして2項では、（朗読）と反問権を認めています。

反問権とは、町長や職員が、議長の許可により、議員の一方的な質問に答えるだけでなく、逆に聞き返すことが出来る権利で、議員の責任を持った発言が増えることが期待でき、論点、争点が鮮明になって、議論がさらに深まることが考えられます。反問権により、言いたい放題の質問も控えられるようになり、間違った議論も正しい方向になることも考えられます。

一方、有能なスタッフと膨大な情報を持つ執行側と対等に議論をすることは、一議員にとって、かなり厳しいものがあり、反問権を多用された場合、議会が萎縮する可能性もあります。

北海道の栗山町では、（栗山町の説明）議会在議論の広場であるためには、双方質問が出来て当たり前との考えから、執行側に反問権を与えています。そのかわりに、町長側に政策過程の責任説明を課しています。政策過程の説明責任とは、

栗山町の基本条例第6条で、町長は次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう務めなければならないとして、(1～7の説明)

又、第7条では、予算、決算における政策説明資料の作成として、この6条の規定に準じて分かりやすい施策又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。とあります。

このように、栗山町では議会に対し、情報公開に努めています。これにより当然の権利として反問権を認めている訳であります。

蟹江町も議会に対し、積極的な情報公開をして戴けるよう求めるものであります。そうでなければ活発的な意見交換は出来ないと思います。今の議案書の提出等はもう少し分かりやすい資料を付けるなど再考に値するものと考えます。以上の事から、反問権、議会に対する情報公開、議案書の作成など町長の考え方をお尋ねします。